

# 1 神奈川の化学物質対策

## はじめに

本県では、平成9年10月に公布した条例及び『適正管理指針』に基づいて化学物質の適正管理を推進してきました。平成16年3月には、平成11年に公布された化管法と連携した化学物質の自主管理の強化のために条例を改正しました。主な改正内容は、環境汚染の未然防止を目的とした化学物質の安全性影響度の評価の実施（第40条の2）と、環境負荷の低減と地域住民とのリスクコミュニケーション推進を目的とした化管法届出対象物質の化学物質管理目標の作成及びその達成状況等の報告（第42条）です。（p.3、p.8、p.81 参照）

このマニュアルは、安全性影響度の評価・算定方法や化学物質管理目標等に係る報告書の作成方法など、条例改正で新たに規定した内容を中心に、具体例や留意事項を示しながら解説したものです。なお、ここに掲載している内容は一つの例ですので、それぞれの事業所の内容や形態に合わせて、各事業所に適した方法を検討する際の参考としてください。

本マニュアルにおいて、関係法令等を次のように略して記載しております。

- ・「条例」：神奈川県生活環境の保全等に関する条例（平成9年10月17日神奈川県条例第35号）
- ・「規則」：神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則（平成9年12月26日神奈川県規則第113号）
- ・「安全性影響度指針」：化学物質の安全性影響度の評価に関する指針  
（平成17年1月14日神奈川県告示第13号）  
（改正 平成22年3月26日神奈川県告示第203号）
- ・「適正管理指針」：化学物質の適正な管理に関する指針（平成17年1月14日神奈川県告示第12号）
- ・「化管法」：特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律  
（平成11年法律第86号）

### 【条例用語解説】

#### ・指定事業所（条例第2条）

規則別表第1に掲げる作業（当該作業の一部分のみを行う場合のその作業又は当該作業と密接に関連する作業を含む。）を行う事業所のうち、排煙、粉じん、悪臭、排水、騒音又は振動を発生することにより公害を生じさせるおそれがある事業所（臨時的又は仮設的な事業所を除く。）で指定作業を行う事業所。

#### ・指定外事業所（条例第2条）

事業所のうち、指定事業所以外の事業所。

#### ・指定作業（規則第3条）

別表第1の作業の欄に掲げる作業ごとに同表の作業の内容の欄に掲げる作業（当該作業の一部のみを行う場合のその作業又は当該作業と密接に関連する作業を含む。）。

#### ・指定施設（条例第3条の2）

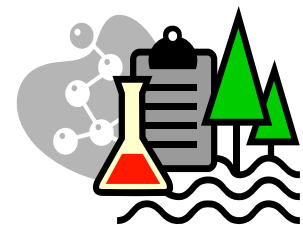
別表第1に掲げる作業を行うために事業所に配置される施設で、作業の欄に掲げる作業ごとに同表の施設の欄に掲げる施設。

#### ・安全性影響度（条例第40条の2）

化学物質の安全性に着目した環境への影響度。

#### ・化学物質管理目標（条例第42条）（p.6）

化管法第2条第1項に規定する第一種指定化学物質の管理に関する目標。



## 化学物質の定義と適正な管理

### 条 例

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)～(8) 略

(9) 化学物質 急性毒性物質、慢性毒性物質、発がん性物質等人の健康を損なうおそれ又は動植物の生息若しくは生育に支障を及ぼすおそれがある元素又は化合物で医薬品、医薬部外品及び放射性物質以外のものをいう。

条例の「化学物質」の定義において示している化学物質の範囲に、生態系へ影響を与える物質として、動植物の生息若しくは生育に支障を及ぼすおそれがある元素又は化合物を加えました。

具体的には、化管法や水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）などの関係法令や国の最新の知見で生態系への影響が明らかとなった物質（要監視項目物質など）です。

### 条 例

(化学物質の適正な管理)

第39条 事業者は、次条の指針に従い、事業活動を行うに当たり、化学物質による環境の汚染を防止するため、事業内容、事業所の形態等に応じ、化学物質の適正な管理に努めなければならない。

(化学物質の適正な管理に関する指針)

第40条 知事は、事業者が実施する化学物質の適正な管理に係る取組を支援するため、化学物質の適正な管理に関する指針を定め、これを公表しなければならない。

条例では、従前からすべての事業者は化学物質の適正な管理に努めなければならないことになっています。

## 化学物質の安全性影響度の評価の実施

ここでは、主に指定事業所の設置者を対象に、化学物質の安全性影響度の評価方法とその低減化にむけた取組の実施を解説します。

### 条 例

(安全性影響度の評価)

第40条の2 指定事業所の設置者は、当該指定事業所から排出される化学物質の排出量及び安全性に基づき、安全性影響度を評価するとともに、その低減について必要な措置を講じるよう努めなければならない。

(化学物質の安全性影響度の評価に関する指針)

第40条の3 知事は、指定事業所の設置者が実施する安全性影響度の評価及びその低減に係る取組を支援するため、化学物質の安全性影響度の評価に関する指針を定め、これを公表しなければならない。

従来から条例では、化学物質の管理に関しては適正管理指針により事業者の自主的な取組を推進してきましたが、安全性影響度の評価という統一的な指標を用いることによって、環境汚染の未然防止を目的として事業者により一層の自主的な取組を進める規定を定めました。

具体的には指定事業所の設置者は、評価対象物質（化管法第一種及び第二種指定化学物質）について安全性影響度の評価を実施し、その評価に基づき評価対象物質の低減措置を執ります。安全性影響度の評価は、環境中への排出が想定される評価対象物質に対して、排出量と有害性をもとに統一的な指標で評価する手法です。また、評価の結果が主に使用している化学物質の有害性と取扱工程の組み合わせによって変わるため、その評価結果は環境への負荷が大きい工程、優先的に取り組むべき工程等を認識し、排出削減目標と費用対効果を検討するためのひとつの指標となり、結果的に化学物質による環境汚染を未然に防止する効果があります。安全性影響度の評価方法等については安全性影響度指針で定めており、このマニュアルでは、p. 12～p. 83で安全性影響度指針に沿って解説します。

なお、安全性影響度の評価は、「神奈川県先端技術産業立地化学物質環境対策指針」（平成5年10月1日施行）に基づいてこれまで行われていた手法を改良したものです。この指針が条例化されたことに伴い、当該指針は平成17年3月31日で廃止しました。

指定事業所は、自主管理の一環として、安全性影響度を前年度実績に基づき毎年度評価し、その低減に向けて必要な措置を講じるよう努めます。

条例では、自己管理の能力を備えている指定事業所は、環境管理事業所（条例第18条）に認定して、行政手続きを簡素・合理化するしくみがあり、「条例第40条の2に定めるところにより、安全性影響度の評価を実施し、その評価結果に基づき安全性影響度の低減について必要な措置を講じていること」が要件の1つとなっています。これは、ISO14001等を取得している指定事業所であっても、化学物質の安全性影響度の評価・低減に向けた取組が必要であるためです。

この結果、基本的に環境管理事業所は3年に1度、安全性影響度の評価結果を認定申請として報告することになります。（p. 27参照）



## 規 則

(環境管理事業所の認定の基準)

第24条 条例第18条第1項の規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定事業所が、次のいずれかに該当していること。
  - ア 日本工業規格（以下「規格」という。）QIS014001に定める環境マネジメントシステムを実施しているものとして、公益財団法人日本適合性認定協会（平成5年11月1日に財団法人日本適合性認定協会という名称で設立された法人をいう。）又は同等と認められる外国の認定機関で知事が指定するものの認定を受けた環境マネジメントシステム審査登録機関に登録されていること。
  - イ エコアクション21（一般財団法人持続性推進機構（平成22年12月2日に一般財団法人持続性推進機構という名前で設立された法人をいう。）が実施する環境マネジメントシステムをいう。以下同じ。）を実施しているものとして、同機構に登録されていること。
  - ウ KES・環境マネジメントシステム・スタンダード（特定非営利法人 KES環境機構（平成19年4月2日に特定非営利活動法人 KES環境機構という名称で設立された法人をいう。）が実施する環境マネジメントシステムをいう。）のステップ2の内容を実施しているものとして、同機構に登録されていること。
- (2) 指定事業所において、条例第27条及び第31条に定めるところにより、排煙及び排水の測定がなされ、かつ、3年以上継続して条例第25条第1項及び第28条第1項の規制基準が遵守されていること。
- (3) 指定事業所において、条例第40条の2に定めるところにより、安全性影響度の評価を実施し、その評価結果に基づき安全性影響度の低減について必要な措置を講じていること。
- (4) 指定事業所において、次に掲げる事故が発生した場合は、当該事故が発生した日から3年以上経過していること。
  - ア 硫黄酸化物、窒素酸化物、炭化水素系物質、ばいじん、排煙指定物質又は排水指定物質が指定事業所の外部に漏えいしたことにより、周辺住民等に対し健康被害又は経済的被害を及ぼしたものと認められる事故
  - イ 事故の発生原因、発生状況、措置状況等から判断して、事業所における環境に係る管理体制の重大な欠陥に起因したものと認められる事故
- (5) 施設等の構造又は作業の方法の改善、施設等の除却、原材料等の撤去その他の公害を除去するための措置が特に必要な指定事業所であると認められないこと。
- (6) 指定事業所において、条例第58条第2項に規定する規則で定める基準に適合しない土壌又は条例第113条の3に規定する環境汚染（以下この号及び第26条第5号において「土壌汚染等」という。）が認められる場合にあっては、土壌汚染等の拡大を防止するために必要な措置を講じていること。
- (7) 指定事業所を設置している者が条例第110条の2の規定により勧告を受けた場合にあっては、当該勧告に従ったこと（当該勧告に従わないことにつき正当な理由がある場合を除く。）。

## 条 例

(県による化学物質情報の提供等)

第41条 知事は、事業者が実施する化学物質の適正な管理に係る取組に資するため、化学物質を適正に管理するための情報を収集及び整理するとともに、事業者に提供しなければならない。

2 知事は、県民に対し、化学物質の性状並びに管理及び排出の状況に関する情報の提供を行うものとする。

県は、これまで事業者の化学物質の適正管理に資するため、神奈川県化学物質安全情報提供システム(通称KIS-NET)等により化学物質に関する情報の提供を行ってきました。また、今後の化学物質の自主管理方法として安全性影響度の評価の実施を規定しましたが、同一基準で安全性影響度の評価するには、統一的な算定方法が必要になります。このため、県が「**評価対象物質の毒性評価表**」を作成し、評価対象物質の毒性ランクとして公表します。

また、今後の化学物質対策を進める上で、化学物質に関する県民の理解の増進が極めて重要であることから、知事の責務として、化学物質の性状並びに管理及び排出の状況についてもホームページ等により情報提供を行うこととしました。さらに、神奈川県では、これまでに以下のパンフレットも作成したので、参考にしてください。



### 神奈川県がホームページで提供している化学物質情報

- 「化学物質対策とP R T R」(大気水質課)  
<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f7013/>
- 「かながわP R T R情報室」(環境科学センター)  
<http://www.k-erc.pref.kanagawa.jp/prtr/>
- 「化学物質安全情報提供システム(kis-net)」(環境科学センター)  
<http://www.k-erc.pref.kanagawa.jp/kisnet/index.htm>



### 神奈川県が作成した化学物質関係パンフレット

- 「化学物質」についてもっと知っていただくために  
<http://www.pref.kanagawa.jp/uploaded/attachment/45120.pdf>
- かながわの化学物質対策  
<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f7013/p753593.html>
- 「環境ホルモン」と「ダイオキシン」についてもっと知っていただくために  
<http://www.pref.kanagawa.jp/uploaded/attachment/45121.pdf>

## 化管法に基づく届出対象事業者の新たな報告義務

ここでは、主に**化管法に基づく届出対象事業者**（第一種指定化学物質等取扱事業者）を対象に、新たに条例で規定した化学物質の管理目標等の報告義務等について解説します。

条例は、化管法に基づく届出制度が始まる以前から、事業所において使用する化学物質の排出量等の把握に努めるなど、化学物質の適正な管理をすべての事業者に義務付けていました（p.2、条例第39条参照）。

平成13年度から化管法に基づいて化学物質の排出量等の届出制度が始まり、事業者の化学物質の排出・管理状況について、住民や行政が情報を共有できる制度が整いましたが、化管法では化学物質の排出量と移動量の届出だけであるため、事業者の化学物質に対する考え方や姿勢を把握することはできません。このため、化管法と連携又は化管法を補完する観点から条例を改正し、化学物質の環境に対する排出量等の削減に向けた事業者の自主的な取組を推進するため、第一種指定化学物質等取扱事業者を対象として、**化管法の第一種指定化学物質**について**化学物質管理目標等を作成し、県に対して報告すること**を義務付けたものです。また、化学物質管理目標の妥当性を判断するためには、入り口としての取扱量や使用目的としての用途が不可欠であるため、化管法の届出に併せて、条例に基づき報告することも義務付けました。

本県における化学物質の自主管理は、排出量等の把握のみに止まらず、削減へ向けより具体的に検討することとなります。なお、化学物質管理目標等の提出については、化管法に基づく届出時に併せて行います。



### 条 例

#### （化学物質の削減に向けた取組の推進等）

第42条 事業者のうち、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律第2条第5項に規定する第一種指定化学物質等取扱事業者に該当する者は、同法第5条第2項の規定に基づく届出の際に、規則で定めるところにより、当該届出に係る第一種指定化学物質（同法第2条第2項に規定する第一種指定化学物質をいう。以下この項において同じ。）の管理に関する目標（以下「化学物質管理目標」という。）を作成し、当該化学物質管理目標及び当該届出に係る**第一種指定化学物質の取扱量その他の規則で定める事項を知事に報告しなければならない。**

2 前項の規定により化学物質管理目標を作成した事業者は、当該**化学物質管理目標の達成の状況**について、規則で定めるところにより、知事に報告しなければならない。

3～5項 後述（p.9）

#### 〔参考〕

#### （化学物質の適正な管理）

第39条 事業者は、次条の指針に従い、事業活動を行うに当たり、化学物質による環境の汚染を防止するため、事業内容、事業所の形態等に応じ、化学物質の適正な管理に努めなければならない。

#### （化学物質の適正な管理に関する指針）

第40条 知事は、事業者が実施する化学物質の適正な管理に係る取組を支援するため、化学物質の適正な管理に関する指針を定め、これを公表しなければならない。

**化管法の第一種指定化学物質等取扱事業者**は、同法第5条第2項の規定に基づいて届出対象となった場合、当該届出に係る化学物質ごとに、当該届出を行う年度（排出量を把握した翌年度）以降における**化学物質管理目標**を作成します。

化学物質管理目標は、事業所の業種特性や立地特性及び各事業所の設備や新技術の導入予定などを踏まえて各事業者が作成しますが、作成上の**目標数値基準及び達成予定期間については条例では規定していません**。化学物質は種類の多さに加え、用途も多様なことから、同じ化学物質であっても、事業所の規模や用途等により対応できる状況が異なります。達成予定期間の設定は単年計画の場合もあれば、5カ年のように長期計画になることもあり、また目標数値についても、例えば30%削減のように具体的に数値化できる場合もあれば、代替物質が決定又は開発されるまで現状維持という場合もあります。なお、取扱量の削減や代替物質への変更等を化学物質管理目標作成に当たっての指標とすることが困難である事業所については、日常の維持管理の徹底や将来的な施設改善の予定等の化学物質の管理に当たっての基本的な考え方を定めることを目標とすることも差し支えありません。

なお、条例第40条の3に基づく安全性影響度指針の中で、「評価対象物質管理目標」（安全性影響度指針第3項、p.73）という用語があり、その作成のための指標として安全性影響度の評価結果を活用することが規定されていますが、これは条例第42条第1項の「化学物質管理目標」とは異なることに留意してください。安全性影響度指針の対象物質には、化管法の第一種指定化学物質だけではなく第二種指定化学物質も含むため、「評価対象物質管理目標」としています。

管理すべき化学物質を選定する際に、安全性影響度指針に基づき**安全性影響度の評価を行い、環境負荷が大きく、優先的に削減対策等を講じる物質を認識することは重要ですが、最終的には事業所の実状に応じ管理すべき化学物質を決定し、その化学物質管理目標を作成すること**となります。また逆に、指定事業所が安全性影響度の評価に基づき評価対象物質管理目標を作成した場合、その評価対象物質管理目標を利用して第42条第1項に規定する化学物質管理目標とすることは差し支えありません。

作成した化学物質管理目標は、同法第5条第2項の規定に基づいて排出量等の届出を行う際に、当該届出に係る化学物質ごとに報告し、**化学物質管理目標を一度作成した事業者は、当該目標の達成の状況を翌年度の化管法に基づく届出の際にあわせて報告することになります**。また、化学物質管理目標の報告の際には、事業者の取組状況を評価するうえで不可欠である化学物質の**取扱量や用途**も提出します。なお、提出先は、化管法の届出窓口と同じ県の地域県政総合センター環境部です。



## 化学物質管理目標等の提出先

- |                        |                        |
|------------------------|------------------------|
| ○横須賀三浦地域県政総合センター環境部環境課 | TEL (046) 823-0210 (代) |
| ○県央地域県政総合センター環境部環境保全課  | TEL (046) 224-1111 (代) |
| ○湘南地域県政総合センター環境部環境保全課  | TEL (0463) 22-2711 (代) |
| ○県西地域県政総合センター環境部環境保全課  | TEL (0465) 32-8000 (代) |



## 規 則

### (化学物質管理目標の報告)

第40条 条例第42条第1項の規定による化学物質管理目標の作成は、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成11年法律第86号）第5条第2項の規定に基づく届出（以下「排出量等の届出」という。）に係る事業所ごとの当該事業所の属する業種の特性、排出量等の届出に係る第一種指定化学物質（同法第2条第2項に規定する第一種指定化学物質をいう。以下この条及び次条において同じ。）ごとの管理状況、取扱量、用途、環境への排出量、廃棄物としての移動量及び安全性並びに今後の技術導入及び設備の変更予定を勘案し、排出量等の届出を行う年における次に掲げる事項について、当該届出に係る第一種指定化学物質ごとに定めなければならない。

- (1) 排出量等の届出に係る第一種指定化学物質の名称
  - (2) 第一種指定化学物質の取扱量、環境への排出量及び廃棄物としての移動量、事業所の設備の改善その他の化学物質管理目標を作成するに当たって指標とする項目（以下「指標項目」という。）
  - (3) 指標項目の達成目標及び達成までの予定期間（以下「達成予定期間」という。）（達成予定期間が複数年にわたる場合は、達成予定期間内の各年ごとの達成目標）
  - (4) 指標項目の達成目標を実現するための取組内容（達成予定期間が複数年にわたる場合は、達成予定期間内の各年ごとの取組内容）
- 2 条例第42条第1項に規定する規則で定める事項は、排出量等の届出に係る第一種指定化学物質の名称、年間取扱量及び用途とする。
- 3 条例第42条第1項に規定する報告は、毎年6月30日までに、化学物質管理目標（達成状況）報告書（第18号様式の2）により行うものとする。

化学物質管理目標は、化管法第5条第2項の規定に基づき届出を行った化学物質（**第一種指定化学物質**）ごとに作成します。

目標設定のためには、入り口としての**取扱量**と出口としての**排出量及び移動量**を確認し、自主管理するための**指標項目**を決定します。指標項目は具体的には、取扱量、排出量、移動量又は公害防止設備の変更等があります。また、指標項目ごとに達成目標と達成までの予定期間を定めませんが、前述したように、**達成目標と達成予定期間**は事業所ごとにその**用途**等に応じて決定します。**指標項目を実現するための取組内容**には、化学物質の減量化、より低毒性の化学物質への代替、化学物質使用工程の改善などがあります。

これら化学物質管理目標を作成するにあたって検討した項目は、その後の化学物質管理目標達成状況報告の際、確認事項として必要なため、**化学物質管理目標（達成状況）報告書（第18号様式の2）**により提出します。また、前述のとおり、事業者の取組状況を評価するうえで不可欠な化学物質の取扱量及び用途も同じ様式で報告します。

## 規則

(化学物質管理目標の達成状況の報告)

第40条の2 条例第42条第2項の規定による報告は、同条第1項の規定により報告した化学物質管理目標に関し、当該報告をした翌年の排出量等の届出の際に、次に掲げる事項について、**第一種指定化学物質ごとに行わなければならない。**

- (1) 化学物質管理目標を作成した第一種指定化学物質の名称
- (2) 指標項目
- (3) 指標項目の達成状況（達成予定期間が複数年にわたる場合は、前年までの達成予定期間内の各年ごとの達成状況）
- (4) 指標項目の達成目標を達成するために取り組んだ内容（達成予定期間が複数年にわたる場合は、前年までの達成予定期間内の各年ごとに取り組んだ内容）

2 条例第42条第2項に規定する報告は、毎年6月30日までに、化学物質管理目標作成（達成状況）報告書（第18号様式の2）により行うものとする。

化管法第5条第2項の規定に基づいて排出量等の届出を行う際に、当該届出に係る化学物質ごとに化学物質管理目標を提出した場合、翌年度には排出量等の届出と併せて、**化学物質管理目標の達成状況**を報告します。

なお、翌年度の化管法に基づく届出時に、取扱量が1トンを超えない等の理由により排出量等の届出を行わない物質も、取扱量及び化学物質管理目標の達成状況の報告は必要となることに注意してください。

また、前年度は化管法に基づく排出量等の届出を行ったが、その後事業内容の変更や化学物質の使用量削減等により同法第2条第5項に規定する**第一種指定化学物質等取扱事業者**に該当しなくなった場合も、前年度に報告した化学物質の名称、取扱量及び化学物質管理目標の達成状況を**翌年度のみ**報告します。

前述のように化管法対象外となった事業者が化学物質管理目標の達成状況を報告する場合は、同法の排出量等の届出期間に準じて、**4月1日から6月30日までに提出**することになります。



## 条例

(化学物質の削減に向けた取組の推進等)

第42条 1～2項 前述 (p. 6)

- 3 知事は、前2項の規定により報告された事項を、規則で定めるところにより取りまとめ、その結果を公表するものとする。
- 4 第1項の規定により化学物質管理目標を作成した事業者は、県民に対し、当該化学物質管理目標及び当該化学物質管理目標の達成の状況に関する情報を提供するよう努めなければならない。
- 5 知事は、前項の規定により化学物質管理目標を作成した事業者が当該化学物質管理目標及び当該化学物質管理目標の達成の状況に関する情報を県民に提供するに当たり、助言その他の支援を行うものとする。

化学物質に関する情報を、市民、事業者、行政のすべてが共有し、お互いに意思疎通を図り、相互の信頼感を高めることを「**リスクコミュニケーション**」（いわゆる、リスコミ）と呼びます。化管法では、同法に基づく排出量等のデータを活用し、リスクコミュニケーションを推進することを上記3者に求めています。

リスクコミュニケーションを実現するためには、事業者は、自らが使用・製造する化学物質の管理内容について県民に情報提供する必要があることから、条例でその情報提供の内容を具体化し、**事業者自らが化学物質管理目標及びその達成状況に関する情報提供に努めること**としました（条例第42条第4項関係）。なお、事業者から県民への情報の提供方法については、事業所の業種特性、立地特性、取り扱っている化学物質の種類や量、化学物質の管理の状況等を踏まえて各事業者が自ら決定すべきものであり、条例では情報提供の具体的な方法を規定していませんが、標準的な情報提供の方法についてはこのマニュアルで紹介（p. 80）しています。

県では、事業者と地域住民とのリスクコミュニケーションを推進するため、平成15年度から、事業者が実施する環境対話集会等に協力し、これらの県内で実施された事例を県のホームページで紹介しています。また条例では、リスクコミュニケーションに対する県等の役割として事業者が行う環境（化学物質）に関するリスクコミュニケーションに関して、実施の準備段階でのアドバイスや相談、住民の参加募集などに助言と支援することとなっています（条例第42条第5項関係）。



## 神奈川県が協力しているリスコミ事例

<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f7013/p23636.html> など



### お問い合わせ先

神奈川県環境農政局環境部大気水質課調整グループ

〒231-8588

神奈川県横浜市中区日本大通1 ※郵便番号の記載で住所記載を省略できます。

TEL：045-210-4107（直通）

FAX：045-210-8846

## 規則

### (化学物質管理目標の取りまとめ及び公表)

第40条の3 条例第42条第3項の規定による知事が行う取りまとめ及び公表は、第40条第1項及び第2項並びに第40条の2第1項に掲げる事項その他知事が必要と認める事項について取りまとめ、毎年度公表するものとする。

化管法第5条第2項の規定に基づく排出量等の届出の際に提出された化学物質管理目標及びその達成状況等については、化学物質対策について県民の理解を増進し、事業者の対策を推進するため、**事業者全体の目標の達成状況や化学物質ごとの削減状況等**について、県が県域全体（横浜市、川崎市を除く）の情報として取りまとめて公表します。

県では既に平成15年度から、県内の事業所や家庭、自動車などから排出される化学物質の量を検索できるホームページ（かながわPRTR情報室）を作成し、公開しています。このホームページでは、国が公表したPRTRデータをもとに全国で初めて届出外排出量を含む総排出量を市町村別に公開し（PRTRデータのうち、届出対象事業所以外の発生源から排出される化学物質の量（＝届出外排出量）は、国では都道府県別で排出量を推計しています。）、県民が自分の住む地域からどんな化学物質がどれだけ排出されているかが一目でわかるようになっています。今後は、条例に基づき提出された化管法対象物質の化学物質管理目標も含め、化学物質の排出削減を考えると役に立つ情報として公表します。



### かながわPRTR情報室（環境科学センター）

<http://www.k-erc.pref.kanagawa.jp/prtr/index.html>

The screenshots show the website interface for the Kanagawa PRTR Information Room. The left screenshot displays the homepage with a navigation menu on the left and a main content area titled 'かながわPRTR情報室' (Kanagawa PRTR Information Room). Below the title, there is a list of collection results for various years from 2002 to 2008. The right screenshot shows a detailed view of the 2008 (Heisei 20) collection results. It includes a table of total emissions by municipality and a section for municipal emissions.

| 2008年(平成20年) | 2007年(平成19年) | 2006年(平成18年) | 2005年(平成17年) | 2004年(平成16年) | 2003年(平成15年) | 2002年(平成14年) |
|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 2008年(平成20年) | 2007年(平成19年) | 2006年(平成18年) | 2005年(平成17年) | 2004年(平成16年) | 2003年(平成15年) | 2002年(平成14年) |